

令和6年度第2回江別市上下水道事業運営検討委員会 議事録

日 時：令和7年2月7日（火）午後2時00分～午後3時30分

場 所：水道庁舎3階 A会議室

委員出席者：7名

木村克輝委員長、小原徳久委員、佐々木聡委員、中田香委員、古川
淳子委員、野村祥二委員、道場寿恵委員

事務局出席者：11名

渡部水道事業管理者、廣木部長、里次長、五島検査員、池田総務課
長、阿部総務課参事、村山水道整備課長、曾我部水道整備課参事、
田中浄水場長、藤村下水道施設課長、斉藤浄化センター長

傍 聴 者：1名

1. 開会

委 員 長：ただいまから、令和6年度第2回江別市上下水道事業運営検討委員会を開催いたします。それでは、事務局から委員出席状況、配布資料等について確認をお願いします。

総 務 課 長：本日は、桶谷副委員長及び河村委員、米谷委員が所用により欠席されることをご報告いたします。

本日の出席者は、委員10名中7名で、委員会設置要綱第6条第2項に規定する会議の要件を満たしておりますことをご報告します。次に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に送付しております、次第のほか資料1から資料3までと別添資料です。資料1は「令和7年度予算案の概要について」、資料1-1は「水道料金等の請求方法変更に伴う収入減について」、資料1-2は「水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、資料2は「浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について」、資料3は「能登半島地震災害支援（応急給水活動）報告」、最後に別添資料として、チラシ「江別市水道部からのお知らせ」を添付しております。資料はお揃いでしょうか。

○会議を公開することの説明

委 員 長：この委員会は公開することとしており、委員会録も公開すること

になっておりますので、よろしくお願いします。

本日、傍聴希望者がおりますので許可したいと思います、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

～ 傍聴者入室 ～

2. 水道事業管理者挨拶

皆様こんにちは。水道事業管理者の渡部です。本日は、ご多用の中、またお足元が悪い中、ご出席いただきありがとうございます。また、日頃より本市の上下水道事業に特別なご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

ちょっと1年で思い出してみますと、去年は元旦の日から、地震災害が発生するなど、非常に災害の多い年でありました。

幸い本市では1年間を通じて大きな事故や災害はなく、今年も穏やかに新しい年を迎えたところでした。しかし今週初めに道東、特に帯広市周辺で、観測史上最大となる、120センチを超える積雪量を記録し、市民生活に影響を及ぼし、また本州では、下水道管の腐食に起因すると考えられる道路陥没事故が発生しまして、下水道の使用を制限するなど、多くの市民の生活に影響が及んでおります。この事故を受けまして、本市は対象になっておりませんが、全国と同規模の下水道施設を対象に、緊急点検が行われております。本市におきましても、計画的に上下水道施設の維持更新を進めており、同様の事故が発生しないよう緊急の調査点検を、これから進めようとしているところであります。また、千歳のラピダス社の影響、建設計画もありまして、これは議会の一般質問でも取り上げられております。こうした対応につきましても、本市としては万全を期して対応していきたいというふうに考えております。本日の委員会は、以前、ご審議いただいた、上下水道料金の隔月徴収の導入に伴いまして、後程詳しく説明いたしますが、料金収入が24分の23、約4%の減となりますことから、赤字予算を計上することになります。

また継続審議となっておりました浄化センター、管理業務委託の評価方法の変更、去年の能登半島地震における災害支援の報告など、4点の議事、報告を予定しております。委員の皆様のご意見、ご感想をいただきたいと存じます。

最後になりますけれども、この上下水道事業運営検討委員会委員の任期は本年の6月末となりました。通常でいきますと本日が、現任期中の最後の委員会となります。

これまで皆様には水道下水道事業に対し、大変貴重なご意見を頂戴していただきました。ここで改めて心より感謝申し上げます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。 3. 議事

(1) 令和7年度予算案の概要について

委員長：それでは、次第の3の議事に入ります。(1) 令和7年度予算案の概要について、事務局から説明願います。

総務課：令和7年度予算案の概要について説明いたします。

まず、資料1—1、A4横の資料、「水道料金等の請求方法変更に伴う収入減について」をご覧ください。

こちらは、令和7年度予算に影響する特異現象であり、図の太線は、各年度の調定の範囲を示しており、2か月間ごとの白抜き・網掛けについては、検針から精算までの1サイクルを示しております。

現在の認定精算方式による隔月検針・毎月徴収を改め、令和7年9月から隔月検針・隔月徴収に移行することに伴い、図の「A」で示す偶数月検針地区の令和8年3月相当分の調定水量・調定金額が、令和8年4月に調定する「令和8年3・4月分」に包含されることから、令和7年度予算には、「偶数月検針地区の3月相当分」、収益の約24分の1が計上できない特異現象が生じます。

このため、水道事業会計、下水道事業会計ともに、単年度収支は赤字となる予算案を提出する予定であります。

続いて、資料1、A4縦の資料、「令和7年度予算案の概要について」説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

こちらは水道事業会計の収益的収入及び支出の予算総括表です。いちばん下の行、令和7年度の当年度純損益は、8,112万6千円のマイナスを見込んでいます。

主な要因としては、収入では、先ほど説明しました精算方式の変更に伴い、一番上の行、給水収益において、収益の約24分の1が令和7年度予算に計上できない特異現象があることなどにより、前年度よりも約1億円、減少する見込みであることです。

支出では、委託料や修繕費が、労務単価の上昇や、計画的な予防修繕の増加などにより約2,500万円増加しますが、各種経費の縮減に努め、下から3行目の支出合計は、前年度比マイナス4,791万3千円となりました。しかし、特異現象による収益の減少が大きく、単年度収支では赤字予算を計上することとなったものです。

2ページをご覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出の予算総括表です。中段より少し下、支出の上から2段目、水道施設整備事業費は、令和6年度からの3か年工事である、大麻高区配水池ナンバー3築造にかかる経費の増

などにより、前年度と比較すると約1億7千万円増加しています。その一段下、施設費は、令和7年度予算で新設した項目であります。庁舎等の環境整備に要する費用を計上しており、料金システムや財務システム等、庁内システムの更新にかかる経費のほか、水道庁舎のLED化や庁舎長寿命化のための調査等にかかる経費を計上しています。LED化については、令和7年度までに実施することで、江別市の一般会計から事業費の2分の1を繰入してもらうことができ、地方交付税措置もある有利な制度を活用して実施していく予定です。収入の出資金と、国庫補助金は、大麻高区配水池ナンバー3築造に係る事業費の増に伴い、前年度と比べて増えているほか、出資金については庁舎のLED化に係る一般会計からの繰入金についても約1,600万円計上しています。

また、収入の一番下、他会計負担金は、下水道事業会計からの負担金です。LED化や長寿命化に係る調査点検など水道庁舎に係る経費については、水道事業会計から支出し、下水道事業会計から負担額の2分の1を受け取り実施していきます。

2ページのいちばん下の行、収支差引は、11億8,380万9千円の収支不足となりますが、内部留保資金などをもって補填する予定です。

3ページをご覧ください。

(2) 業務量ですが、給水戸数は、5万2,239戸、年間総給水量は、1,046万5千立方メートル、1日平均給水量は、2万8,671立方メートルであります。

年間総有収水量は、961万2,751立方メートル、有収率91.9%を予定しており、前年度から大きく減少しているのは、先ほど説明しました特異現象によるものです。

次に、(3) 主要事業についてですが、基幹管路耐震化事業は、枠外の※に記載のとおり、事業の一部について、国の補助金に合わせ令和6年度3月の補正予算に前倒し計上し、実施していきます。

配水管整備事業は、配水管の新設と老朽管の更新で延長2,940メートルを予定し、事業費は2億4,457万4千円、道路改良に伴う配水管整備では延長1,985メートルを予定し、事業費は1億5,002万9千円、配水施設整備事業では、大麻高区配水池ナンバー3築造等で、2億4,348万円、浄水施設整備事業では、上江別浄水場次亜塩素酸ソーダ貯留槽更新等で7,271万6千円、総事業費では設計委託等を含め、8億4,187万6千円を予定しております。続きまして、下水道

事業会計予算要求案の概要について、説明いたします。

4 ページをご覧ください。

こちらは下水道事業会計の収益的収入及び支出の予算総括表です。いちばん下の行、令和 7 年度の当年度純損益は、5,853 万円のマイナスを見込んでいます。

主な要因としては、水道事業と同じく、収入の一行目、下水道使用料においても、収益の約 24 分の 1 が令和 7 年度予算に計上できない特異現象があることにより、前年度よりも約 5,300 万円、減少する見込であることです。支出では、上から 4 行目、負担金について、料金収納業務の委託費用や、メータの減価償却費などに対する水道事業会計への負担金が、前年度と比較して増加したほか、その他営業費用が管渠費の工事請負費などで増額することを見込んでおります。その他各種経費については縮減に努めましたが、こちらも、特異現象による収益の減少が大きく、単年度収支では赤字予算を計上することとなったものです。

5 ページをご覧ください。

こちらは、下水道事業会計の資本的収入及び支出の総括表です。

収入では、事業費の減による企業債の減や、工事負担金が国や道の工事の関係で減となったことなどにより、合計で前年度より 2 億 4,502 万 5 千円減の 9 億 9,245 万 5 千円を予定しています。

支出では、施設建設事業費が、処理場の改築更新費用の減などにより前年度より減少し、施設費は、水道事業会計と同様、システムの更新にかかる経費のほか、水道事業会計への負担金を計上しております。

この結果、収支差引では、11 億 4,221 万 2 千円の収支不足となりますが、内部留保資金などをもって補填する予定です。

6 ページをご覧ください。

(2) 業務量ですが、年間汚水処理水量は、1,407 万 3 千立方メートルを予定しています。内訳は、下水道使用量が 1,021 万 5,590 立方メートル、南幌町負担分等が 385 万 7,410 立方メートルで、下水道使用量が前年度から大きく減少しているのは、先ほど説明しました特異現象によるものです。前年度との比較増減は記載のとおりです。次に、(3) 主要事業についてですが、いちばん下の合計欄で、説明いたします。

まず、管路整備では、公共污水枡の新設等で、2 億 1,429 万円、管路施設改築更新では、大麻地区ほかの管路施設改築更新工事等で、2 億

8,705万3千円、処理場・ポンプ場施設改築更新では、浄化センター分流出2系最終沈殿池設備更新工事等で、6億4,623万2千円、総事業費は、事務費等を含めて12億2,410万4千円を予定しております。

続きまして、この予算に関連して、条例改正を行いたいと考えております。

資料1-2、A4タテの資料「水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

当該条例において、決算で利益を生じた際の利益処分に係る規定を改正したいと考えております。

背景をお話ししますと、令和6年度決算は黒字を見込んでおりますが、現条例では、決算で生じた利益はすべて企業債の償還に充てることとなっており、6年度の利益を、7年度の欠損金補てんに使うことができない規定となっているため、他市を参考に、利益を生じた際の使い道について、比較的柔軟に判断できるよう改正を行うものです。

1の改正理由につきまして、

地方公営企業法において、決算で利益を生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金をうめてなお残額があるときの利益処分（利益の使途）については、条例または議会の議決によることと定められています。

当市では条例で、企業債の償還に使う減債積立金に積み立てることを規定していますが、今後の災害等の突発的な赤字に対する備えとしての活用や、建設改良のための積み立てなど、安定した事業経営のために経営状況に応じて柔軟な判断ができるよう、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容につきまして、条例第7条に規定する利益処分の方法について改正するもので、現在の、減債積立金に積み立てる規定を、議会の議決を経て減債積立金、建設改良積立金又は利益積立金に積み立てることができるよう改めるほか、条項の整備を行うものであります。3の施行期日、4の他市の状況については記載のとおりです。説明は以上です。

委員長：ただいま、令和7年度予算案の概要について、説明がありましたが、質問等はありませんか。

小原委員：予算案概要資料の1ページ目、総括表の令和7年度当初予算で、徴収方法の変更で約1億円、収益がマイナスということですが、い

ろいろと経費の削減をし、当年度純損益はマイナス 8,100 万円ぐらいで収まる見込みではないかということですが、徴収方法の変更によって、1 億円マイナスとなるのは、これはもうやむを得ないことなのかと思います。我々金融機関としてはそのような考え方をするのですが、単純に、支出を削減して、努力してこのような形になり、内容を見ると削減しているところは、受託工事費などを大きく削減されているように見受けられます。受託工事費は、どのようなものに使われているのかわからないのですが、もし、修繕等に使われる予算であれば、昨今の災害など考えるとどうなのか、と感じました。以上でございます。

総務課：受託工事費については、外部から依頼を受けて実施する工事に係る費用であります。例えば市営住宅の改修に伴う給水設備の工事等があった場合に、市の一般会計側から依頼を受けて工事をして、ほぼ同額を収入として受け取るような組み立てになっているので、受託工事費と収入の受託工事収益がリンクしているものであります。そのため、受託工事費が大きく下がった分、受託工事収益も同様に大きく下がっておりまして、ここについては当年度の純損益にはあまり影響がないものになります。支出の削減をした部分といたしましては、「その他支出」の中に、予備費という、災害など予定外の支出に備える費用がありまして、毎年 2,000 万円ほど計上していましたが、予備費を 2,000 万円規模で持っているのは、同規模の自治体ではなかなかなかったため、令和 7 年度は 500 万円に削減し、予算計上したところですよ。よって、本来すべき修繕をしないということではなく、必要な修繕をしながらも、削れるところを削ったというのが令和 7 年度予算案になります。

委員長：条例の一部改正について、大変良いことだと思うのですが、特に建設改良費に使えるのは有効だと思うのですが、この資料の中で、どの金額を充当できることになるのでしょうか。

総務課：資料 1 ページの一番下に当年度純損益という欄があります。令和 7 年度はマイナスで見えておりますが、令和 6 年度の決算では黒字になると見込んでいます。令和 6 年度の当初予算では、190 万円の利益を計上しておりますが、入札による事業費の減額などにより、更に利益がプラスとなる可能性があり、令和 6 年度の決算で出た利益を、令和 7 年度の欠損金を補填するために活用できるよう条例改正を行うという趣旨になります。

委員長：金額の規模としては、令和 6 年度の 190 万円程度でしょうか。

総務課：現状の決算見込みでは、3,000万円から4,000万円程度は利益を計上できるのではないかと考えておりました、2月、3月の執行状況によりますが、もう少し上乗せできる可能性もあります。

利益の使い道を、経営状況に応じて柔軟に判断したいというのが、改正の理由になります。

委員長：ありがとうございます。質問する意図としては、建設改良積立は非常に良いことだと思っているのですが、ただ、災害時の対応や、陥没等を考えると、施設更新の気運も高まって欲しいなと思っており、そのための予算に充当するのであれば、これも1つのオプションかなと考えましたが、決定打にはなりそうもないなというのが率直な印象です。では、どこから予算を確保するか、今年度予算でということではありませんが、改めて取り組んでいただきたいという願望です。

委員長：ありがとうございます。

何かその他、質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(2) 浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について

委員長：次に(2) 浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について、事務局から説明願います。

浄化センター：浄化センター等維持管理業務委託の内部評価の変更点につきまして、ご説明させていただきます。

浄化センター等維持管理業務委託の内部評価につきましては、令和5年度第3回上下水道事業運営検討委員会で、木村委員長から評価の達成基準が75%を合格とする基準だとギリギリA判定に達しているという結果になりやすい評価体系となっているため、評価のあり方をもう少し細かくしても良いのではないかという意見をいただいております。

この意見を受けまして、評価を見直した評価方法を前回の委員会で報告しましたが、委員の皆様から、評価頻度を下げない方が、良いのではないか、また達成水準について100点満点の半分の50点では、低いように思われるとのご意見をいただき、再度評価を見直しましたので変更点について、ご説明させていただきます。

変更内容につきましては、資料2「浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について」をご覧ください。

主な変更点は3点ございます。

1つ目、評価点の変更についてです。変更前は評価点1から4点の

4段階評価を、3.5点を新たに追加した5段階評価へ変更しました。これまで達成水準に達した「満足している」という評価点3点を「概ね実施している」という3点の項目と「適切に実施している」という3.5点の項目に分けました。このように評価点の基準を細かく分けることにより、これまで以上に業務の履行状況を的確に反映させられるものと考えています。

2つ目は評価項目と評価頻度の変更についてです。

これまで、毎月評価をしておりましたが、年間の平均で総合点を出すため、総合点の値がほぼ同じような値となっていました。前回の当委員会で評価頻度を年2回、上期、下期に分けて評価するとしておりましたが、委員の方から、評価頻度を下げない方が良いのでは、とのご意見もあったため、内部でいろいろと検討した結果、評価頻度を変えず、その代わり日本下水道協会の評価方法に準じた形へ変更しています。その評価方法ですが、今まで100点満点で行っていた基本評価項目に0.8の係数を掛けて80点とし、新たに難易度、業務改善の調整に関する項目20点分を追加して、合計100点満点とします。基本評価項目については、これまでと同じ毎月評価とし、難易度、業務改善の調整に関する項目については年1回で、内容は「工事等に協力的で、状況に合わせながら運転管理ができた」「台風等による雨の災害対応があったが、迅速に対応した」「改善提案が提出された」など10項目について、該当項目があった場合、各2点の加点としております。

3つ目、総合評価判定基準の変更についてです。

評価をA,B,Cの3段階からA,B,C,Dの4段階へ変更しています。変更前ではAの75点以上が達成水準でしたが、変更後は達成水準の評価点がオール3点のときの75点に係数0.8を掛けた点数が60点となることから、Bの60点以上が達成水準となるようにしました。

評価方法の変更についての説明は以上となります。

委員 長：ありがとうございました。ただいま、(2)浄化センター等維持管理業務委託の評価方法の変更について、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

委員 長：質問ですが、印象としては、あまりわかりやすくはないなと思います。私の主観なので皆さんのご意見をいただきたいと思いますけれども、今、新しい表をあてはめると何点になるのでしょうか。

浄化センター：点数としましては、似たような点数になると思われます。ただ難易度や業務改善等で加点が多くなれば、総合評価点は今までより上がる、ということになります。

委員長：うがった見方をすると、この年に1回の、この20点の部分で調整ができるような評価になってしまうと思います。要するに新5段階評価で、全部が3で60点になるのであれば、それが著しく低くなる時に、ここで調整するようにならないかという心配を私は持ちましたが、何かお考えはありますか。その新しく導入する20点分の評価項目というのは、決まっているのでしょうか。まだ導入されていないのでわからないかもしれませんが、シミュレーションといいますか、それを導入する場合、何点になるか検討はされていないのでしょうか。

浄化センター長：それにつきましては、今までの実績をもとに、新たなやり方での点数を出しております。20点の方は、年1回なので出ておりませんが、毎月の評価に関しましては、88点台で、それに0.8をかけて、70点台の点数が出ています。

委員長：20点分が、何点になりそうかはまだ試算はされていませんか。

浄化センター長：まだ実際に評価が終わっていませんので、それは最終的に1年間のトータルで判断させていただきたいと思います。

委員長：この20点がどうなるかで、最終的にA・B・Cが、特にAとBが変わってしまうことが想定されますので、この20点分をどうされるか、という所でこの案を評価することとなると思います。

浄化センター長：この評価方法につきましては、日本下水道協会の評価方法のガイドラインに沿った形のものでありまして、下水道協会の加点部分、いわゆる難易度、業務改善の調整といった部分をそのまま採用しております。日本下水道協会の場合は、年1回の評価なのですが、前回お出ししたときに、年2回で出したわけですが、毎月にした方がいいというご意見もございましたので、そこの部分に関しましては、今までやっていた評価が、基本評価項目という評価になりまして、それについては毎月行って、0.8を掛けて80点分にすると。それとは別に、新たに難易度、業務改善の調整という、これも日本下水道協会のガイドラインのといったものをそのまま使いまして、これが20点分として、合計100点という形にしております。

委員長：20点分の評価頻度のことを問題視するわけではなく、その20点の評価項目がどうなっているのか。下水道協会に沿ったものになっていることは承知しましたけれども、私存じ上げないので、どんな項目で評価するのかなということをお伺いしたつもりでした。

浄化センター長：基本項目につきましては仕様書発注ですので、仕様書に準じた形で、仕様書の内容を満たしていれば80点が取れます。この加点部

分で必ずしも点数がつくわけではありません。0点だったとしても、80点の方の基準点が60点ということなので、評価点が3点のときの達成水準を満足すれば60点以上ということになりますので、この加点が0点であっても、達成水準には達します。

委員長：そうですね。B評価となるわけですね。控え目というか、Aがなかなか出ないようになってしまいますが、良いのでしょうか。

浄化センター：現在でも改善提案が複数件出てきておりますので、加点されるのは通常の形になると思います。

委員長：しかし、20点はつかないですね。

浄化センター長：20点は難しいと思います。

委員長：そうですね。落雷と地震と異常水質の流量等は、1年の中では起こらないとダメですから。80点20点の割合は下水道協会の按分なのでしょうか。

浄化センター長：そこは各自治体でバラバラになるような形になっています。

委員長：お考えがとおりということで、この80対20になったのだらうと思うのですが、なかなかAが出ない仕組みの評価体系にして良いのだらうか、とは思います。

浄化センター長：あくまでも点数が高くなるのを、目標にするところを残しているというところがありまして、実際はその達成水準に達しただけでは、我々としても、その一段上を行って欲しいという希望がありますので、目標としては高いところを作っておくということで、今回3段階評価から4段階評価にしております。

佐々木委員：私も今のお話を伺うと、一般市民の方にはわかりづらいやり方という印象を受けました。つまり、一般の方々にいうとこのA B C Dと、4段階あるというイメージを持たれるかと思うのですが、ここにいらっしゃる方は今のご説明でわかったかもしれません。そのプラス20点分、80点よりもプラス20点分というのが、使うか使わないか。そういったアクシデント等によって、付く可能性があるというような点数であるならば、なかなかそのAというのが難しいと。Bで加点基準としてはいいというお考えかもしれませんが、AとBと言ったようなところの基準がある中で、わかりづらいところがあるかなと、お見受けしました。

中田委員：先ほど、今年は88点ぐらいだとおっしゃったと思うのですが、ということはAの範囲に入って今年度は業務できていたという話でしょうか。

委員長：その88点の0.8掛けに、あと20点中何点足すかということです。

中田委員：せっかくそれに到達する仕事をしているにもかかわらず、0.8 掛けすることによって、こちらの加点がなければBになってしまうということになりますね。業務をやっていく上で、意識にちょっとマイナスイメージがあって、A+とかB+とか細かく分けることはできないのでしょうか。

委員長：1 つのやり方ではあるかもしれませんが。ありがとうございます。その他何かありませんか。

道場委員：これはあくまで 100 点満点じゃなきゃいけないということなのではないでしょうか。通常の基本評価で 100 点満点にしてプラス、異常時の対応で、プラスアルファの加点という、評価をするわけにはいかないですか。

浄化センター長：そういうこともできますが、そのときには 120 点という形になってしまうので、それであれば 100 点満点、日本下水道協会でも基本項目の評価は 140 点という形になっていて、それに係数を 0.6 掛けて 84 点という形にしています。84 点と 16 点という、割合になっておりまして、我々としてはその標準的なガイドラインに沿ったものにまずしたい、近づけたいというところもありましたので、前回ご意見いただいたものと合わせて考えたときに、今回のやり方が一番いい方法ではないかということで、ご提示しております。

道場委員：そうすると 100 点満点イコール、この災害対応ありきの採点ということでしょうか。

浄化センター長：はい。

委員長：はい、ありがとうございました。私は道場委員の考えと近いところがありますね。通常業務 100 点、アクシデントがあった場合は加点ということでも、良いかと。アクシデントの時はもちろん対応が大事ですが、ただそれは起こることを前提にした採点にしてしまうと、起こらないと加点されないのでは、やはり、通常業務でどうかというところがまずテーマで、もちろんそうなのでは。ただ、今のやり方だと、皆さんの士気にも関わってきませんか。せっかくやっているのに、Bかと。ただ、市民としてはやはり、AとBとで受けとめ方が違うと思います。無難に運転ができたのでBでよしとするならば、それで良いのかなと私は思いますが。

浄化センター長：基本評価項目で、80 点満点ですけれども、その残りの業務改善が 20 点分ある中で、地震だとか、落雷とかによる停電、こういうのが

もしなくても、いわゆる応用力の中で、きちんと業務が行われている場合にはそれなりの評価ができるような点数だと思っていますので、変わってもBしか付かないということにはならないと思います。

水道事業管理者：AとBの印象の部分はあると思いますが、評価の方法としてはABCに拘るのであれば、AをSにして、BをAにしたら印象も変わるかもしれません。ただこの議論についてはこれまで2回出させていただく中でいろいろご意見いただいていると思いますので、この方法で1回1年間評価をさせていただきながら、その結果を踏まえて、印象のところも含めて委員さんのご意見をいただきたいと思います。我々としてはまず、この評価方法でやらせていただき、その結果、誤解が生じるような表記方法、採点方法になるような結果が出たのであれば、改めてこの場でもう1回議論いただくという形で進めたいと思っているのですがよろしいでしょうか。

委員長：事業主体としてそういう考えであれば、私は強く言うわけではありませんが、大きなことを言えば、やっぱり市民の方に、よくやっているというやっぱりアピールはしないといけないと思います。高い客観性を持って、江別市でしっかりやっているというアピールをしっかり続けておく必要があると思っています、それはいろんな意味がありますけれども、個人的な思いとしては、やはり料金のことはそんなに遠くない未来に見直さなきゃいけないと思っています。それに限らず、しっかりやってないじゃないかということを言われてはいけないので、まず、しっかりやっているという実績を出したほうがいいかなと思います。高い点数を出やすくすべき、と言っている訳ではないのですが、かといって極端に低い点数が出るような仕組みを作ってしまうのもどうでしょうか。

水道事業管理者：我々としては、料金については別として、評価の方法としては全く加点がないような状態ではなく、どちらかというとAとなるような選択肢を設けながら、対応させていただいております。その中で、この評価方法で1年間やらせていただきたいと思います。その上で、Aであれば良いのですが、Bなどの表記が目立つようであれば、印象も変わってきますので、そこは修正していきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：ということでございますがよろしいですかね。では、ご議論いただいた方法で、運用をしていただければと思います。ありがとうございました。

4. その他

(1) 能登半島地震災害支援（応急給水活動）報告

委員長：次の議事に移りたいと思います。次第の4 その他に入ります。

(1) 能登半島地震災害支援（応急給水活動）について、事務局から報告願います。

水道整備課：能登半島地震災害支援（応急給水活動）について、ご報告させていただきます。令和6年1月1日 夕方4時10分頃、石川県 能登地方を震源とする マグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生しました。この能登半島地震を受け、日本水道協会（日水協）ではすぐに、応援、支援への動きがありました。後程、スケジュールが出てきますけど、江別市への正式依頼は1/9に日本水道協会北海道地方支部 支部長であります札幌市から依頼がありました。災害支援期間は、第1班、2班含めまして1月15日～1月26日の計14日間、2週間の期間となります。応急給水支援体制は、加圧給水タンク車1台とサポートカーのハイエース1台、1班4名体制で2班、体制を組みました。水道部には、加圧給水タンク車1.8t車と3.0t車の2台があります。今回の支援では1.8tの給水タンク車を使用しました。現地の道路状況が不明であったことに加え、道幅が狭いことを想定し、小回りが利く車両を選択しました。また、後ほど まとめでもご説明いたしますが、準中型免許の関係もありまして、小回りの他に 運転できる人間が少ないという問題もあります。準備段階で現地状況が、入手しづらく、食事状況、トイレ、泊まる場所など車中泊等も考慮し、万全の体制で臨みました。寝袋、仮設の簡易トイレ、缶詰、カンパン、水、カップ麺、ごはん、ガスコンロなどの食料、そのほか仮設発電機、ソーラーパネル、詰めるだけの給水袋1,000枚に加えまして、作業服、ヘルメット、防寒着、安全長靴などの個々の荷物を折り畳みのケースに個人ごとに、また2班は飛行機できますので、2班分の荷物も積んで満載に収納し出発しました。災害支援体制についてですが、こちらはイメージ図となります。日本水道協会（日水協）の組織となりまして、まず頭に日水協の救援本部があります。今回、石川県が中部地方支部に属することから、中部地方支部の名古屋市が本部での指揮を行い、関東地方支部、関西地方支部と特に被害の大きい能登半島北部の6都市について中部・関東・関西の三地方支部で分担したということのようです。そして北海道地方支部は中部地方支部の基、給水活動を行っております。

こちらが、北海道地方支部のスケジュール表です。札幌市が、第一陣で1月6日に石川県へ向かっています。我々、江別市は第3陣の1月15日から出発いたしました。全体での応急給水班は、札幌市3枠、3班体制で 第7次班まで 計21班 他都市2枠 8都市 計14班、北海道として計35班、応急給水活動を行っています。江別市のスケジュール流れですが、決まってからの準備期間が、なかなか時間がなかったと思っています。1月1日に地震発生、1月4日仕事始めでありまして、1月5日に派遣要請の調査、そして土日祝日を挟みまして、1月9日に正式決定 当初1月14日の日曜日に出発予定でしたが、フェリーの関係で1月15日の月曜日の出発となりました。ですので、決定後、平日で3日、土日を含めて5日間での準備です。しかし江別市では、東日本大震災などの支援に行っておりますので、その時の経験を活かし、素早く準備することができたと思っています。

江別市から拠点となります金沢市まで、直線距離で約840km、今回は、給水タンク車が必要ということもあり、フェリーでの移動となります。当初フェリーは小樽からの出航予定でありましたが、悪天候のため、小樽港からは出航できず、苫小牧東港からの臨時便が出ると、12日金曜日に連絡がありました。

しかし、みなさんの後方支援のおかげで何とか予約することもでき、また災害支援用の高速道路の手続きも並行して行いました。当初、苫小牧港17:00出航、翌日の朝9時着と言われておりましたが、受付において、悪天候のため3時間遅れの12:00着になると、結果、秋田を越えたくらいで、さらに悪天候のため5時間遅れとなりまして、船旅は約21時間となりました。ちなみに帰りの第2班も大しけでありまして、同じく小樽港へは帰れず苫小牧への約22時間の船旅となりました。

苫小牧東港のフェリー乗り場の様子です。大型トラック以外は、みな石川県への災害支援へ向かう車ばかりで、赤十字や災害派遣医療チームのDMATと一緒に乗り込みました。

応急給水活動についてですが、まず、石川県能登半島は、ほぼ全域断水の状態で、日水協では赤い部分と緑の部分での対応となりました。中部地方支部が受け持つのが、先端の珠洲市と真ん中辺の七尾市となっております。

応急給水活動を行う七尾市、珠洲市の状況です。どちらも全域断水となっております。七尾市の主な水道エリア図でございまして、赤

色の管が県水道の管でありまして、真ん中付近にある県水道を受ける配水池があります。こちらでも断水、また薄緑色の地域が、七尾市の自己水源あります区域でありまして、ここでもまた断水している地域です。

こちらは県水道の図となりまして、金沢の南部、鶴来浄水場で作られた水を、送水管を通して七尾市まで送っているようです。この図を見てもわかる通り、1月29日にやっと漏水が復旧した場所もありまして、2月に入って、やっと七尾市まで県水道がきたということになります。

第1班の初日、応急給水活動です。7時にまず金沢企業局、本部の札幌市から指示を受け、室蘭市さんからの引継ぎを受けつつ午前中は一緒に行動することとなりました。17日は七尾市へ行く道、のと里山海道が通行止めでありまして、高速道路を使って、少し遠回りですが、こちらのルートで現地へ向かいました。まず金沢の「城北水質管理センター」で水を補水して出発となります。右側の写真が、最初に指示された七尾市の山田産婦人科へ給水となります。

続いて、こちらが補水する場所でありまして、給水するといずれタンク車は空になってしまいます、どこかで水を入れなければなりません。七尾市全体で断水しております。そこで初日は、海上保安庁の船からの補水となりまして、各自治体の給水タンク車や自衛隊が並ぶという状況でありました。

こちらの画面をご覧ください。七尾市の街の様子です。

次に避難所への給水です。この建物自体は何でもないのですが、隣の住宅が、今にも倒れてきそうな状況でございまして、タンク車からホースを伸ばしまして、奥の受水槽に給水しました。初日からこのような場所で、最初はびっくりしたことを覚えています。

こちらが、天神山小学校への給水です。停電は解消され、ポンプ等は動きますので、受水槽に水さえあれば、学校内は水が出るという状況でございます。

翌日18日、珠洲市への給水活動となります。状況としましては、こちらでも同じく全区域断水です。

こちら珠洲市のHPから、宝立浄水場の現地の状況の写真です。配水池、導水管に破損があり、復旧にも時間がかかるとのことでした。

珠洲市へ行く道のりです。この日は、札幌市と合流しまして一緒に

珠洲市へ向かうこととなります。6 時 30 分にタンク車が止めてあります城北水質管理センターで合流、出発しまして、途中、その日に泊まる能登町をよりまして珠洲市へと向かいました。

補水場所の能登町の内浦浄水場に着いたのが 12 時 30 分、そして、そこから珠洲市まで約 40 分程度、給水活動を実施しています。夕方まで活動を実施し、その日は能登町に泊まって、また翌日、珠洲市へ向かって珠洲市での給水活動という流れであります。

泊まった場所がこちらでございまして、普通の民家、ペンションのような建物でございまして、能登町も、当然のことながら断水中です。

前にある青いのが水槽で、ここから水を汲んでトイレに流します。その日の晩、午前 3 時頃に地震がきまして、震度 3 でしたが、びっくりして飛び上がって起きまして、すぐに TV をつけ、津波が大丈夫かどうか確認しました。宿のすぐ前は海だったので、ちょっとした緊張もありましたが、すぐにまた寝てしまいました。

珠洲市へ向かう途中も通行止めや片側通行、速度規制などもありまして、各そのような場所には、各都道府県からの警察が応援で来て誘導を行っておりました。道路状況も、片側通行になっているところや、すでに仮設道路ができていた場所もありました。珠洲市へ向かう途中、電柱が倒れていたり、マンホールが飛び出ていたり、やはり七尾市とはちょっと違うレベルでした。

珠洲市で行った給水活動です。ここは正院小学校でありまして、炊き出し用のタンクや自宅にいての水を汲みに来る人用の仮設タンクへの給水を実施しています。このときグラウンドに仮設住宅を建てておりまして、現在、何棟か建って生活をされていると報道されておりました。

避難所、支援物資の様子です。次に第 2 班の様子をご紹介します。第 1 班と内容は変わらない状況ではありますが、第 2 班は雪に見舞われました。こちら右側の写真が珠洲市給水活動の 2 日目 23 日朝の輪島市から珠洲市へ向かう時の様子です。左の写真が、帰るときの金沢市早朝 3 時 45 分の様子です。ここから新潟まで高速で約 5、6 時間の運転でありまして、フェリーの時間もありますので、高速道路が止まらないかヒヤヒヤものだったと思います。雪道に関しては、我々、雪には慣れているもので、難なくという感じだったのではないのでしょうか。

七尾市、24 日の山王小学校への給水の様子で、この日も雪が積も

っています。七尾病院への給水の状況です。第2班も先ほどの船舶給水所でも補水しましたが、さらに高田ふれあい公園付近の地下式消火栓が使えるようになりまして、こちらでも補水を行っております。

第2班の2日目の活動ですが、第1班と同じく、珠洲市での給水活動となるのですが、1班が泊まった能登町の宿が、取れず、札幌市と一緒に輪島市に泊まることとなりました。

珠洲市での給水活動です。こちらが新しい補水所でありまして、ここでは公園の池の水を汲んで、ろ過する装置でありまして、すばらしい装置ではあるのですが、水を作るのに時間がかかりまして、さらには自衛隊や他の給水車もきまして、待ちの時間が長くなったと聞いています。

こちらは第2班が宿泊した、輪島市の状況です。上の写真が、よく報道されている火事となった場所でございます。

車中からの輪島市内の様子です。こちらも、よく報道のTVでも見ます、倒れてしまったビルです。

まとめと致しまして、5点ほど、まず1点目、今回、ものすごく携帯電話の重要性を感じました。まずは道路ナビ、地理に詳しくない地域での活動において、施設の位置や移動経路を把握し、通行止めなどの最新情報を得るために携帯電話は必要不可欠でありました。GoogleMapsやiPhoneのマップは割と最新に更新されており、有効に活躍しました。

次にLINEでの情報共有です。我々がいたときは、毎朝、金沢企業局の本部に朝7時に集合しまして、本部の名古屋市から北海道地方支部長の札幌市に指示があり、そこから我々江別市に本日の給水場所が紙で示されていたのですが、その後は進化しまして、七尾市では七尾市のLINE、珠洲市では珠洲市のLINEがありまして、前日に給水箇所が本部から示されていたようです。また常に、給水活動をしている自治体と本部が繋がっているというグループLINEがありました。本部への報告もこちらで行います。

次に耐震化についてです。基幹管路の耐震適合率ですが、全国平均で41.2%、珠洲市36.2%、七尾市21.6%となっており、もちろん100%となることが理想ではありますが、なかなか進んでいかないというのも実情であります。

次に避難所、病院の受水槽についてですが、本管が破損、漏水し配水不可となった場合においても、給水管・設備に異常がなければ、

受水槽に水がある限り、水の使用が可能となります。特に病院においては透析の患者の方や医療での水の使用はとても重要であり、受水槽の重要性を改めまして実感したところであります。これが本管との直結給水であるならば、七尾市においては1か月以上も断水となっていたということになります。避難所においても同様です。学校等避難所として指定されている場所は、受水槽である必要性も今後考えていかななくてはならないのではないかと思います。

4つめ、準中型免許についてです。現在は大きさ、車の重さによって運転できる免許証に違いがあります。今回は1.8t車を選択しましたが、当初は、現地の道路状況が把握できていなかったことや道幅が狭いこともあり、小回りが利く車を選択しました。また、免許の関係もありまして、江別市で所有の全車種運転できるのは、およそ36歳以上の職員であり、いろいろと制限がかかってしまいます。他自治体では、人がいなく3.0tのタンク車を課長が運転している市もあったようです。江別市水道部においては、3年ほど前から予算を要望させていただいておりまして、公費にて準中型免許を取得させていただいております。これからも随時、継続して行っていかななくては、いずれ3.0t車を運転できる人間がいなくなってしまう。他都市でも、今回のこのような応急給水支援を経験して、課題が浮き彫りのなってきたのではないかと私は思っております。

最後に「日頃からの準備」として、もちろん、自分たちが被災し、このような事態となった場合の準備はもちろんのことですが、災害支援を要請されて、慌てて行うのではなく、日頃からの準備が重要であると思いました。我々、江別市水道部は、東日本大震災への支援活動の経験や、熊本地震では行きはしませんでした。準備まで行っていたことを経験していますので、その時の持ち物を参考にし、素早く準備することができたと思っております。また、他にもいろいろな準備がありまして、行く人間だけでなく、こちらでのサポートメンバーも大変で重要でありました。フェリー予約、飛行機の手配、宿泊先・高速道路の災害支援の手続き、本部である札幌市や支援自治体との調整、江別市の危機対策室との調整など、行く人間だけでなく、こちらにいる、いろいろな方々の準備支援も受けて、やっと出発・支援に行くことができました。たくさんの関係者のサポートに支えられて、災害支援活動を無事終了することができました。

最後に、この度の能登半島地震、また昨年9月の能登半島豪雨災害により、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、この地域の1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

委員 長：ありがとうございます。ただいま、(1)能登半島地震災害支援(応急給水活動)について、事務局から報告がありましたが、質問等はありませんか。

委員 長：大変なお仕事だったと思いますが、いかがでしょうか。委員の皆様から多くの質問がありそうですね。どんな質問でもよいとのこと。大変で、大事な仕事をされてご苦労さまでした。せっかくなので幾つか質問いたします。最後の方のスライドですね。これは難しいことだなと思いました。誰でも行けるような事ではないのではないかと思います。江別市の中で、特別なスキルが今回のような場合は必要なのではないですか。

水道整備課：今回は応急給水ということでございまして、タンク車が運転できること、タンク車も加圧給水、ポンプの装置としてはそんな難しいものではないのですが、スキルが必要です。4名体制でいきますので、隊長、副隊長が、おおよそ経験ある人、その下には若い人。経験が必要で、技術の継承という形で、若い人にも伝わったのではないかと思います。

委員 長：運転ができるっていうのは条件としてあるのですけれども、今回の条件で言えば、江別市水道部の中で何割ぐらいの方が該当するのでしょうか。

水道整備課：今回は3t車、大きいタンク車を使わなかったのですが、その大きいタンク車で言えば、先ほど言った概ね36歳以上となりますが、2t車でしたので、ほとんどの職員が運転できる車ではありました。

委員 長：これは要請があったときに、こういうことができる人を連れ来て欲しいとの要望はありますか。

水道整備課：要請は応急給水をお願いしたい、ということで連絡が来ます。

委員 長：連絡は、北海道支部に何人出してくれと要請があるのでしょうか。

水道整備課：そうですね。今回は札幌市を經由して、江別市に依頼がありました。

委員 長：大事なことですけど、一方であんまり人を出しちゃうと、自分のところの足元が揺らいじゃうところもありますもんね。このあたりの人数のバランスって、どうやってお決めになったのですか。

水道整備課：きちんとしたマニュアルのようなものはないのですけれども、今回はタンク車と、他にサポートがハイエースで行かなくてはいけなか

ったので、結構荷物があり、2名ずつ、車に乗れるような体制で4名という形で考えました。

委員 長：順番としては、札幌市が何人出してくれってということじゃなくて、江別市の方から何人出せるって言い方なのですね。

水道整備課：給水タンク車を出すことを要請されていて、サポートカーが必要かは札幌市では考えないです。江別市の方で、これにはこういう車が必要であると判断しています。

委員 長：あと2つだけいいのでしょうか。現地でどういう指示なのでしょう。混乱はないのでしょうか。効率よく、江別市さんはここに何時に行ってくれって指示がスマートに出てきていましたか。

水道整備課：割とスムーズではありましたが、私たちが行ったときは、名古屋市さんが、黒板に色々書いていまして、そこから札幌市さんの方に指示を出し、札幌市から地図を使って江別市へここをお願いしますと指示があります。状況は現地で、例えば避難所であつたら、避難所を管理しているような人がいるので、その人と話をしたり、電話連絡を入れながらやっていたのですが、その後、LINEができ、LINEで地図が送られて、ほかの市町村の方も「私たちは近くの所へ行きますので江別市さんは向こうの方をお願いします」といった指示がLINEで来ようになりました。

委員 長：現場の感覚としては、概ね効率よくいったと感じましたか。

水道整備課：そうですね。

委員 長：ありがとうございます。他の委員の方々、いかがですか。

古川委員：自衛隊も入ってきているので、行政と自衛隊とで連絡の混乱とかはありませんでしたか。

水道整備課：自衛隊は別組織でありまして、自衛隊の情報は我々には一切ありません。我々は日本水道協会会員として行っておりますので、日本水道協会の中でどういう動きをしているかというのは分かりますけども、自衛隊がどこで何をしているかというのはわからないので、補水所に行ったときに、自衛隊がいて、あれはタンク車がでかいから時間かかるなというような、そういうような状況でした。

古川委員：今回は、水道の方だから給水の方だけですが、その他に江別市としては、例えば医療関係だとか、それから実際のそういう支援に入るとかってそういう動きもありましたか。それは市役所の中で情報はありましたか。

総務課 長：東日本大震災のときは、例えば市立病院からDMAT等の医療部隊が出ておりますが、今回は、水道部のほかに総務部の方に、被災証明書

の発行事務の支援の要請があり、私達の給水支援活動の後に行っておりますが、この2つ以外に要請はなかったという状況です。

委員 長：その他ございませんか。

野村委員：テレビで見ている限りでは非常に道路の状況が悪くて、移動が困難な印象を受けたのですが、スライドを見せて頂きましたが道路がひび割れしている様に感じなかったのですが、あまり、道路状況の悪くないところで活動していたのですか。

水道整備課：そうですね。道路状況が悪いところは、ほぼ通行止めになっておりまして、警察も、いろんな、県、道の名前のついたパトカーがいて、通行止めの誘導はしてくれていました。我々が行ったのは、1月15日以降だったので、2週間ぐらいたっておりまして、多分最初の頃はどこの道路が危険な状況だということが分かっていない状態だったのではないかと思います。我々が行ったときは、通行できない状況のところは通行止めになっていました。

委員 長：その他いかがですか。

小原委員：非常に身の危険を感じながら、行かれたのではないかと思います。ですけど、人選も含めまして、使命感のようなものもあり、行かれた方は、自ら希望したのでしょうか。

水道整備課：私は、いろんなところへ行っているのですが、安平の時も行きましたし、近隣の市町村で断水の事故があったときにも、応急給水活動をさせていただいておりますので、自分の中で、私かなと、第一班として行かせていただきました。

委員 長：技術的なところを少し伺って良いですか。公園の水をろ過して給水するってところですが、この給水は、飲料水として給水したのですか。塩素を入れたり、消毒をするのですよね。技術的にはできるだろうし、知っているのですけれど、どこの水使うかっていうのは、地震が起こる前から選定されたのでしょうか。それとも地震が起こった後で、何か分析みたいのが進んで、ここを使うことになったのですかね。

水道整備課：第2班のときにそういう装置がついたのですが、そこは池の水だったのですが、その水をどこで選択したかというのは分らないです。ただ、水を作るのにはかなり時間がかかったようです。

委員 長：写真見ると、大体どんなことをしたかは想像がつくのですが、どこの水使うかっていうことの選定はあらかじめ、想定していたと思わないのですが。どうしてこの水を使ったのか、経緯を何かご存じですか。

水道整備課：2班として現地に行きましたが、おそらくその水源の選定はされて

いないと感じました。周辺に給水所が無く、指定された給水所には1、2時間かけて水を取りに行かなければならない状況で、大きい病院があり、その病院の受水槽が空にならないように給水しなくてはならない状況で、病院から近い町の中心にある池の水を浄化して給水した方が、運搬するより効率的である、ということではないかと感じました。

委員 長：もちろん、近いところから取るというのは大事な要素です。自分の研究にすごく近いのですが、どのような膜を使うかというのは、やはり問題としてあるはずで、水に応じてこのレベルの膜を使うんだということが変わってくると思います。でも、このユニットはでき合いのもので、既についている膜があったのではないかと思うんです。良い水が出たのだと思いますけど、分析とかをしている余裕はなかったのだと思いますし、どういう経緯だったのか非常に興味があります。

水道整備課：池は見たところ、水には色も付いており、良い水質ではありませんでした。

委員 長：それを病院に、給水したんですものね。

私が思ったのは、例えばこの水がどうかという分析などは、私達の大学の研究室もお役立てるのではないかと思います。検査する水を、どうやってもらうかというのはあるのですが、近くだと金沢大学もそういう研究室がありますから、可能性のある水源の水を研究所に持ってきていただいて、こんな水が出るのではないか、ということぐらいは、大学の研究室でお役に立てると思いました。

ありがとうございました。何か他にございませんか。よろしいでしょうか。

このように、江別市の皆さんが現地で活動されてお役にたったことを広報したら良いと思います。ぜひ、広く広めるべきかと考えます。ご苦労さまでした。

委員 長：次の議事に移りたいと思います。(2) 隔月徴収周知用チラシの配布について、事務局から説明願います。

総務課参事：その他の(2) 隔月徴収周知用チラシの配布についてご報告いたします。令和7年9月検針分から2か月ごとの料金請求、いわゆる隔月徴収に移行することをお客様に周知するため、資料に同封しておりましたA4カラー両面印刷のチラシを令和6年11月及び12月の検針時に全件配布いたしました。配布件数は、11月検針時に30,137件、12月検針時に29,431件、合計59,568件でありました。なお、隔月徴収に移行することにつきましては、市のHPにも情報を掲載しているほか、市の広報誌にも掲載したとともに、昨年10月か

ら11月にかけて、市内3地区で開催された市長との対話集会においてもご説明させていただいたところであり、引き続き、令和7年度においても、様々な機会を通じて周知してまいりたいと考えております。以上です。

委員長：ただいま、(2)隔月徴収周知用チラシの配布について、事務局から説明がありました。質問等はありませんか。

～ なし ～

委員長：その他、委員の皆様から質問等が無いようですので、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

総務課長：今年度の委員会は、今回で終了となります。来年度は7月に改選の時期を迎えるため、各団体からの推薦や市民公募等の事務を行う予定ですので、その際にご協力をお願いしたいと存じます。この2年間、上下水道事業の運営について、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。今後も江別市の上下水道事業に対しまして、ご支援ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

5. 閉会

委員長：全体を通して何か、ご質問、ご意見等ございませんか。無ければ、本日予定しておりました議事は、全て終了しましたので、以上をもちまして、令和6年度第2回江別市上下水道事業運営検討委員会を終了いたします。